

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年7月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900075号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000004号

第1 結論

請求者のA社における平成30年7月31日及び同年12月25日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年7月31日
② 平成30年12月25日

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録がない。

賞与明細書等を提出するので、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び普通預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②において、A社から25万円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書及び普通預金通帳の写しにより確認できる賞与額から、25万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900079号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000005号

第1 結論

請求者のA社における平成30年7月31日及び同年12月25日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年7月31日
② 平成30年12月25日

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録がない。

賞与明細書等を提出するので、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書、賃金台帳及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②において、A社から5万円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書、賃金台帳及び預金通帳の写しにより確認できる賞与額から、5万円に訂正することが必要である。